

議事日程第4号

令和元年9月9日(月)

第1 議案訂正の件

第2 議案上程(議案第65号から第76号まで並びに報告第10号及び第11号)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第3 予算特別委員会付託

第4 決算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	岩谷一徳
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	船木道晴
----	------	-----	------

教 育 長	栗 森 貢	監 査 委 員	鈴 木 誠
総務企画部長	柏 崎 潤 一	市民福祉部長	山 田 政 信
観光文化スポーツ部長	藤 原 誠	産業建設部長	佐 藤 透
教 育 次 長	目 黒 雪 子	企 業 局 長	八 端 隆 公
企画政策課長	伊 藤 徹	総 務 課 長	鈴 木 健
財 政 課 長	佐 藤 静 代	税 務 課 長	菅 原 章
福 祉 課 長	小澤田 一 志	生活環境課長	伊 藤 文 興
観 光 課 長	三 浦 一 孝	男鹿まるごと売込課長	湊 智 志
農林水産課長	武 田 誠	病院事務局長	田 村 力
会計管理者	菅 原 長	学校教育課長	加 藤 和 彦
監査事務局長	高 桑 淳	企業局管理課長	太 田 穰
上下水道課長	真 壁 孝 彦	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案訂正の件

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案訂正の件を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 皆さん、おはようございます。

議案の訂正についてご説明申し上げます。

本定例会に提出しております議案第72号幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例中、第3条の男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、本年5月31日に公布された内閣府令に基づき改正案を作成しましたが、その後、内閣府令が訂正されたことから、本議案についても別冊のとおり訂正させていただきたいというものであります。

よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより本件について採決いたします。議案第72号について、訂正の申し出を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号の訂正は、承認されました。

日程第2 議案第65号から第76号まで並びに報告第10号及び第11号
を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第2、議案第65号から第76号まで並びに報告第10号及び第11号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、柏崎総務企画部長の説明を求めます。

【総務企画部長 柏崎潤君 登壇】

○総務企画部長（柏崎潤一君） おはようございます。

それでは、私から議案第67号から議案第70号の各議案についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の3ページをお願いいたします。

最初に、議案第67号男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次のページをお願いいたします。

条文になります。

第1条は趣旨、第2条は給料について定めるもので、フルタイム勤務の会計年度職員については、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当を支給し、パートタイム勤務の会計年度任用職員については、報酬及び期末手当を支給するものであります。

第3条から8ページの第18条までは、フルタイム会計年度任用職員について規定するものであります。給料表、給与の支給、地域手当、通勤手当などの各手当、給料の減額について定めております。

また、第19条から14ページの第28条までは、パートタイム会計年度任用職員について規定するもので、報酬、時間外勤務に関する報酬、休日勤務に関する報酬、期末手当について定めております。

また、15ページの第30条、こちらはALTの報酬について、また、31条、3

2条は費用弁償について定めたものであります。

16ページをお願いいたします。

16ページからの別表は給料表で、(1)行政事務、(2)看護師その他についてであります。これは男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の行政職給料表(1)、また、医療職給料表(3)と同じ金額を設定するものであります。

また、17ページの別表第2は等級別基準職務表で、職種、職務の級、基準となる職務内容を規定しております。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

次に、18ページをお願いいたします。

議案第68号会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

提案理由は、会計年度任用職員制度導入に伴い、関係年度任用職員等に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページ、第1条は、男鹿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正であります。

本条例の第3条に、会計年度任用職員が長期の休養を要する場合における休職期間は、その任期の範囲内とする規定を第4項として追加するものであります。

下の第2条は、男鹿市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例であります。

同条例の第3条に、減給の基礎となる額について、給料の月額とする規定に、パートタイム会計年度任用職員については報酬の額と置き換える規定を加えるものであります。

次の20ページをお願いいたします。

第3条は、男鹿市職員の育児休業等に関する条例であります。

本条例の第7条第2項に、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除く規定を、また、第8条に、育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整は、会計年度任用職を除く規定をそれぞれ加えるものであります。

次のページの第4条は、男鹿市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例であります。

同条例の別表中、第４２項の地域おこし協力隊及び第４５項のその他の特別職の項目を削るものであります。

その下の第５条の男鹿市一般職の職員の給与に関する条例一部改正及び次の２２ページの第６条の男鹿市職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。どちらも条例の対象となる一般職に属する職員から会計年度任用職員を除くものであります。

第７条は、男鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

条例の適用対象外の職員から、短時間勤務の職を占める職員及びフルタイム会計年度任用職員を除くものであります。

次のページの第８条は、男鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。

第２条第２項第３号において引用しております地方公務員法第２２条の改正に伴い、引用条項を改めるほか、条文を整理するものであります。

施行期日は、令和２年４月１日であります。

次に、２４ページをお願いいたします。

議案第６９号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例についてであります。

提案理由であります。成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、かかる欠格条項などを改めるため、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページから新旧対照表であります。

第１条は、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

改正内容は、地方公務員法の欠格条項削除に伴う条文整理と、常用漢字の整理であります。

男鹿市一般職の職員の給与に関する条例第１５条、次のページの上段の第１５条の２第２号、また、その次のページ、２７ページの中段の第１６条、さらに２８ページの第１９条につきましては、地方公務員法第１６条第１号が削除されたことに伴い、条文を整理するほか、金庫の「庫」の字が常用漢字となったため、振り仮名を削るも

のであります。

また、28ページの男鹿市消防団の設置に関する条例で、第5条において、消防団員の欠格条項を各号に列記しており、同条第1号で成年被後見人または被保佐人と規定されていることから、第1号を削り、第2号から第4号までを1号ずつ繰り上げるほか、条文の整理をするものであります。

次のページの第3条は、男鹿市表彰条例、第11条において、表彰該当者の適用除外を各号に列記しており、同条第3号で成年被後見人または被保佐人と規定されていることから、第3号を削り、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

また、第4条は、男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において、30ページになりますが、児童福祉法において養育里親の欠格事由から成年被後見人等が削除されたことから、当該箇所を引用している第24条第2項第2号の引用部分のうち、法第34条の20第1項第4号を第3号に改めるものであります。

以上、本条例の施行期日は令和元年12月14日からとし、所要の経過措置を設けるものであります。

次に、32ページをお願いいたします。

議案第70号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、不正競争防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するものであります。

次のページが新旧対照表であります。

男鹿市手数料条例の別表53項中、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるもので、施行期日は公布の日からであります。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、山田市民福祉部長の説明を求めます。

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 私からは、市民福祉部に係る議案第71号及び議案第72号について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 3 4 ページをお願いいたします。

はじめに、議案第 7 1 号男鹿市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、住民基本台帳法施行令の一部が改正され、住民票に旧氏の記載ができることとされたことに伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に準じて、住民票に旧氏の記載のある場合における印鑑の登録及び証明に係る事務において旧氏の使用を可能とするため、条例の一部を改正するものであります。

次の 3 5 ページ、3 6 ページは、改正条例の新旧対照表であります。

本条例の改正内容は、文言整理のほか、第 5 条、印鑑登録の制限及び第 6 条、印鑑の登録原票並びに第 1 4 条、印鑑登録の抹消の各条項の一部を改正し、旧氏の使用を可能とするものであります。

施行期日は、法律施行日と同様の令和元年 1 1 月 5 日であります。

次に、議案第 7 2 号幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例についてありますが、恐れ入りますが、先ほどご配付されました議案書別冊 1 ページをお願い申し上げます。

本条例は、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的とした子ども・子育て支援等の一部改正に伴い、本年 1 0 月から幼児教育・保育の無償化制度が開始されることから、関係する男鹿市幼稚園条例、男鹿市保育園条例及び男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料条例の一部を改正するものであります。

このたびの幼児教育・保育の無償化制度の概要につきましては、3 歳から 5 歳までのすべての子ども及びゼロ歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象とし、幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料を無償化するものでありますが、給食費は除外となることから、保育園における副食費を新たに実費徴収とするものであります。

次の 2 ページ以降は、改正条例の新旧対照表であります。

改正内容であります。2 ページ、第 1 条は、男鹿市幼稚園条例の一部改正で、子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化等に伴い、幼稚園の利用料

を無償とするものであります。

第2条は、男鹿市保育園条例の一部改正で、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う用語整理であります。

3ページをお願いいたします。

第3条は、男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。先ほど訂正させていただいた部分であります。

本条例の一部改正は、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、連携施設確保義務の緩和・免除のほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う文言整理であります。

32ページをお願いいたします。

第4条は、男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料条例の一部改正で、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う用語整理であります。

施行期日は、令和元年10月1日であります。

以上で補足説明を終わりますが、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、八端企業局長の説明を求めます。

【企業局長 八端隆公君 登壇】

○企業局長（八端隆公君） おはようございます。

それでは、私からは議案第73号、議案第74号についてご説明申し上げます。

まず、議案第73号男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

恐れ入りますが、議案書の70ページをお願いいたします。

本議案は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新制を定めるなど所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

71ページは、新旧対照表でございます。

改正内容は、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められたことから、第6条に規定を追加し、第33条第1号中、「指定」の次に「及び同条第3項の更新」を加え、「3万円」を「1万円」に、第36条第1項中、第5条を第6条に改めるものであります。

72ページをお願いいたします。

附則に、事務の平準化のため、指定を受けた年月日により政令で定める期間に差を設ける経過措置を設けるものであります。

施行期日は、令和元年10月1日からであります。

次に、議案第74号男鹿市託送供給条例の一部を改正する条例についてであります。

73ページをお願いいたします。

本議案は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

74ページは、新旧対照表であります。

改正内容は、不正競争防止法等の一部を改正する法律第2条により工業標準化法の一部改正が行われたことにより、男鹿市託送供給条例別表第3中、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるもので、施行期日は公布の日であります。

以上で説明を終わりますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

16番安田健次郎君の発言を許します。16番

○16番（安田健次郎君） ただいま提案されました議案第72号でありますけれども、先ほどの訂正が可決されましたけれども、何か昨日のニュースでは、この後まださらに変更があるようなことで、それは専決処分でやったらどうかという話が内々話しされてるようなニュースがありましたけれども、まあ軽微な訂正については別に異論はないわけですが、通告させていただきました幼児教育・保育の無償化に伴う条例整備に関する条例の72号について、若干、所管でありますので大綱についてのみ質問させていただきたいなというふうに思います。

気になるのは、一つは保育所の副食費の、先ほど申しあげましたように、まあ無償化になるわけだけれども、前段、前に前もって常任委員会に提案されたとき、あれ無料化、有償化っていう言葉が二つあって、あれと思って、なかなか飲み込めないままその日終わっちゃったんで、大分気になってたんです。で、まあ同僚議員からも手助けをしてもらいながら、中身はそうですという話になっちゃったわけで、で、所管な

のでいつ質問したらいいかっていったら、一般質問では議案の質疑になるし、予算委員会でも所管になるっていうことでちょっとためらいがありましたんですけども、今申しあげましたように少しだけ質問させていただきたいと思います。

一つは、このいわゆる無料化になってシャンシャン万歳というわけにもいかないところがあるっていうことは、いわゆる4,500円の副食費が有償化になるっていうことになると、これに伴ってね、年収360万円余の人方は逆に負担がふえる方がいるんですね。だから必ずしも、すべて無償化だから非常にいいことだなんていうことで100パーセント万歳というわけにはいかない部分があると。で、そういう絡みもあったり、もう一つ、2歳児までどうなのかと。で、3人以上の多子家庭についてはどうなのかという課題もありますけれども、要は、きょうの主題、私の質問したい意向は、市長の所見を伺いたいのは、4,500円の副食費、ちょうどたまたまいつも、このごろ一般質問すると魁新聞に必ずこう参考になる記事が結構載るんですけども、この間も7日ですか、『一部世帯負担増も』というタイトルで相当でかい記事が載っていました。で、『15市町村副食費無料に』っていう、県内で、まあ鹿角市から八郎潟町まで羅列されていますね。十分見てるとは思うんだけども。まあそういう点で、これはまあいわゆる県が、この間話したように7,000万円だか8,000万円ちょっとの予算を置いて、各市町村でこれに伴って副食費を無償化にする場合半額補助して、市町村半分、県半分という、結局副食費も全部無料にせよという方向です。まあ6月議会に提案されるようですけども、されてるようでもありますけども。まあそういう点でいけば、この無償化もね、男鹿市も当然まあね、15市町村なんだけど、これもっとふえると思うんですね、私の予想っていうか、私方の組織の中でちょっと意見交換してみればね。そういう点では男鹿市も市長としてね、まあ他市の例に見習えでねえ、まだ潟上市載ってないんだけども、いつもの口癖じゃないんだけども、これもね当男鹿市、人口減少対策、少子化対策、そういう大きな課題に向けてもねひとつの取組の対象になるんじゃないかなということ、私は取り組むべきだなと考えてますけれども、市長の所見を伺いたいっていうことです。

で、まあそれに絡めてね、今言ったようにゼロ歳から2歳児までの保育料をどうするのかっていう問題ですね。それから、多子っていうか、まあいいや。それ2歳児の方々はどうなんだ。

で、360万円以上の方々、460万円までの間の方々負担増になる場合もあるわけけれども、この点についての対応の仕方っていうのは、どう対応なさるのかも含めて聞いておきたいなというふうに思うんです。

で、まあ二つ目の問題です。まあ2歳児の問題の軽減ね、免除。ゼロ歳から2歳児までの。これはどういうふうに考えているのか、ちょっと聞いておきたいなということです。

それから、三つ目ですけどもね、徴収方法。まあ国の文章読ませていただきますと、どうも、あっ、その前に、この間、この無料化に伴って各保育所の父兄に対して説明会なされたと思うんですね。その際、説明会の中でどういう話をなされたかって聞いておきたいんだけど、さきに返って、この徴収方法について、国では自治体に責任を負わせるっていう条文があるんですね。条文っていうか、その通達があるんです。で、あれっと思ったんだけど、要は無償化するんだけど、実施自治体で責任を負って徴収方法等についてはその市で考えなさいという文章、内容ですよ。ですから、あっと考えたら、じゃあ徴収、未納になった場合か、未納になった場合はだれがどうやってどう請求するのかという問題が出てくる。それから、父兄に対してはどういう説明なされたのかね。で、保育所っていうのは、ふだん当然徴収義務とかね会計事務とかやらないわけけれども、これらの事務的な問題をだれがやるのかっていうのが気になるんですね。で、保育士会の方からは、これ以上激務になっちゃうんで、そういう事務については別段の対策をしてもらわないと困るっていう話になされてるそうです。ですから、職員をふやすのか。で、もう一つ気になるのは、父兄でこの徴収、副食費4,500円を納めれない方がいた場合、だれがどうやってどう説得してどうやって徴収するのかという問題がありますよね。この点についても非常に対父兄対保育所側とのトラブルにはならないと思うんだけど、まあいずれにしても、いずれどういう理由でとかね、そのいわゆるプライベートな問題も出てくるわけだから、その点はどうするのかっていう点についてちょっとお聞きしておきたいなと、対応方をね聞いておきたいと思うんです。まあいわゆる人事配置の問題も含めてね。

で、あとまあこの間の説明会、くどいようだけど、保護者に対してはどういう説明をなされて全部納得なされているのか。そういう細部、細かいことにわたっても、

デリケートな問題もあるので、父兄の方々がすべて全部そういう心配に対して発言なされて、それに対して対応なされたのか。確か何か所か説明なされたようだけでも、その父兄の徴収業務にかかわる問題、2歳児とか3歳児への対応のご意見などねあったらお聞かせ願いたなというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午前10時29分 休 憩

午前10時30分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

船木副市長

【副市長 船木道晴君 登壇】

○副市長（船木道晴君） 副食費の無料化についてお答えをさせていただきます。

先般の一般質問の市長の答弁でもお答えしておりますけれども、全額助成とならない世帯への市単独での上乘せ助成等につきましては、市全体の子育て施策の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） ただいまの質問にお答えいたします。

一般質問でも先ほどもご答弁しておりますが、現在3歳児から5歳児の給食料につきましては、幼稚園は主食、副食費とも実費徴収、保育園につきましては主食費のみ実費徴収で、副食費は保育料に含まれるものとされております。本年10月からの国の無償化制度におきましては、この副食費の取り扱いを統一することとし、無償化の対象外とされたことから、保育園を利用する3歳から5歳児の副食費が実費徴収に変更されたものであります。

この副食費の実費徴収に対する助成であります。国の制度におきまして、先ほど議員おっしゃいましたとおり、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降については免除とされております。また、有料となります方への助成といたしまして、県と市町村が共働で実施するすこやか子育て支援制度を拡充いたしまして、この副食費を助

成するという制度を設けることとしております。これは世帯収入によりまして、2分の1あるいは4分の1、また、多子世帯におきましては10分の10を助成するという制度の拡充が行われます。これによりましてもおなほ一部、保育料が無償となりましても副食費が実費徴収される世帯につきましては市の独自助成につきましては、今年度は、この県と市とのすこやか子育て支援制度で対応することいたしまして、来年度以降につきましては、この上乗せ助成につきましては、本市の財政状況並びに他市の取組を参考としながら、全体の子育て施策の中で検討してまいりたいというものでございます。

また、ゼロ歳から2歳児の対応ということでございましたが、ゼロ歳から2歳児の保育料無償化の対象が市民税非課税世帯のみとなっていることから、国の方では、副食費はこれまで同様、保育料の中に含まれるということとみなしまして、新たな実費徴収はないものとなります。

また、徴収のあり方、未納者への対応でございますが、これまでも保育料につきましては市の方で実施しておりますので、この副食費につきましても市の方で対応することになりますので、現場の保育園の負担増とはならないものであります。また、未納者への対応につきましては、決められた納期限までに納付がない場合は、納められた方との間に不公平感が生じることから、未納者に対しましては、これまでも保育料同様に催告等による納付を促すことなど、交渉して折衝してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。16番

○16番（安田健次郎君） もう少しだけ。

所管の問題が出てきたわけだけでも、まあ私も、いわゆるこの問題出てきた時点で、所管で一般質問だめ、予算委員会もだめ、一般質問で議案に関係あればだめっていうことになると、悩んでたわけでね、まあそういう点でこの間もさっと、変な言い方けれどもひっかけたようなことで、きょうは大綱だけ聞くということになるわけで、そうするとね、立場によってなかなかこう一つの大問題があってもね議論しにくい部分があったんでね、気になりました。

ひとつ副市長がきょうお答えいただいたんだけどね、なぜこういう福祉対策が

なかなか意見が合わないかっていう問題、ちょっと触れたいんです。で、保育問題っていうのは基本は何なのかっていうこと、ちょっととらえていただきたいなと思うんです。これ福祉対策なんですね。決して財源の問題で左右される問題ではないと。だから福祉対策なんだから取組をやる必要があるんじゃないかと。お金の都合でね振り回されたら、これは福祉っちゅうのはね、たまらないですよ。まあそういう部分、障害者の問題も低所得者の問題も生活保護の問題もあるわけだけれどもね、それを改善していくのがやっぱり市の立場じゃないかと。それによって住みよい福祉対策っていうか、住みよい地域、男鹿市ができ上がって形成されていくんじゃないかという、私はそう思ってるんでね、そういうとらえ方をしていただきたいっていうことでね、財源の問題とか他市の例だけじゃなくてね、福祉対策っていうのは強化すべきだっていうのはね地方自治法の根幹なんですよ。ですから私は取り上げてるんで、その点について、もう一回副市長からね、基本的な考え方等も含めて、今後の対応方をもう一回聞いておきたいと思います。

で、福祉部長、私も調査不足で、徴収の方法ね、市でやってるっていう言い方したんだけど、ちょっとこう調査不足なところあるんだけど、市で対応するとすれば専門の福祉課の子育て支援の方でやってると思うんだけどね。で、いわゆる確認しておくけれども、保育士とか保母さん方には決してそういうことはなさないっちゅうことは、やらせてないっていうことは確かなんでしょうね。ちょっと言い方悪いけどもね、まあそうだろうと思って質問をしておきます。

で、もう一つ。上限、ゼロ歳、2歳、今までどおり幼稚園との絡みでね、これ非常にややこしいないっていうか、私聞いててもややこしいないし答え方もそうだと思うんだけど、3歳児になると幼稚園は有償なんでしょう、保育料は。保育料っていうか、副食費はあれだけでも、3歳児以降。それから、ゼロ歳、2歳児については、上限があると。年収上限があるわけでしょう。で、これは、それ取っ払うことはできないのかどうかね。むしろゼロ歳から2歳児の方が気になるっていう、保護者から見ればね。そこをやっぱり手助けしてほしいなっていう願いがあると思うんですよ。3歳児、5歳児よりもね。そこら辺については、もっとう強化する考えはないのかどうか。ちょっと私、質問の中身は、制度のね男鹿市の取組んでるところわからない部分があるので、それはまあお答えの中で戒めてもらえればありがたいです。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 船木副市長

【副市長 船木道晴君 登壇】

○副市長（船木道晴君） お答えいたします。

少子化対策、子育て支援というのは重要な市の課題であるというふうな認識は持っております。ただ、安田議員は財源の問題ではないというようなお話もされてますけれども、現実的には財源がなければ施策を展開していくことができませんので、それらの中で、男鹿市の場合、今優先すべき事項、いろんな分野のあらゆる課題について、その中で優先順位を定めながらいろんな事業を展開していきたいと。特に、この子育て支援、少子化対策につきましては、現在、総合戦略の次期計画を策定作業に入っておりますので、それらの中でもいろんな施策が出てこようかと思っておりますけれども、私どもも決して少子化対策について何もしないというわけではなくて、すべてができないもんですから、その中でも優先順位の、少子化対策、子育て支援の中で優先順位の高いものを実施していきたいというふうに思っております。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

まずはじめに、副食費の徴収の件につきましては、これまで保育料につきましても健康子育て課の方で対応しておりますので、副食費につきましても引き続き市の方で行うということでございます。

ゼロ歳から2歳児の対応につきましては、保育園につきましてもは無償化の対象が非課税世帯のみとなったことから、国の方ではこれまで同様に保育料の中に含まれるということで、新たな実費徴収、副食費の実費徴収は発生しないものであります。幼稚園につきましても、これまでどおり実費徴収ということになりますので、これは現制度と変わらないということになりますのでご了承いただきたいと思います。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。16番

○16番（安田健次郎君） 終わると思ったんだけども、副市長の財源だけの問題、私軽視してるわけじゃないんで、執行権は皆さんにありますからね、それは当然なんです。そのことは別に云々って。じゃあなぜほかの市はやるかっていうことになると

ね、まだまだ議論が再燃するのでやめますけれども、ほかの市町村はやってるわけだから、多分財源の問題もあるってことはそれは十分承知の上です。そういう点も絡めてね、市民要望に基づいてやるべきじゃないかっていうコメントをさせていただきたいと思います。

幼稚園の問題については、それも今後の検討課題にさせていただければなというふうにして、コメントだけして質問を終わります。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 16番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第67号から第74号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 予算特別委員会の付託

○議長（吉田清孝君） 日程第3、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第75号及び第76号については、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号及び第76号については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第4 決算特別委員会の設置、付託

○議長（吉田清孝君） 日程第4、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第65号及び第66号については、委員会条例第6条の規定に基づき、議会選出監査委員を除く議員17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号及び第66号については、議会選出監査委員を除く議員17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、決算特別委員会は、9月11日、午前10時より、議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日10日から24日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、明日10日から24日までは議事の都合により休会とし、9月25日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時44分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 6 7 号 男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 6 8 号 会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 6 9 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 7 0 号 男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について

教育厚生委員会

- 議案第 7 1 号 男鹿市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 2 号 幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について

産業建設委員会

- 議案第 7 3 号 男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 4 号 男鹿市託送供給条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

- 議案第 7 5 号 令和元年度男鹿市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 7 6 号 令和元年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 1 号）について

決算特別委員会

- 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度男鹿市特別会計歳入歳出決算の認定について

